南越前町
環境基本計画

町民の手で 守り育てる 山・海・里

ヤシャゲンゴロウ（体長15mm）

平成２２年３月
平成 30 年３月改訂
令和 ２ 年３月改訂

福井県
南越前町

は　じ　め　に

本町は平成２７年１月１日に、合併１０周年を迎え、「はばたこうさらに１０年後の南越前町へ」を合言葉に新たな未来に向けて歩みはじめました。

本町では平成２１年に環境政策の指針として南越前町環境基本計画を策定し、「町民の手で　守り育てる　山・海・里」を基本目標に掲げ、「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境教育」の４つの分野で基本方針を定め、町全体をあげての意識啓発に取り組んでまいりました。

この度、現計画の計画期間が終了し、基本方針は継続したうえで、今後の環境に関する課題や社会情勢の変化等に適切に対応するため計画期間を５年間として計画の改定を行いました。

今日の環境問題は、生活様式の変化や社会経済情勢により身近なごみ問題から地球温暖化などの地球規模の問題まで拡大し深刻化しています。近年では、世界中で極端な気象観測が観測され、強い台風や集中豪雨などが世界各地で報告されています。

本町でも、人口の減少傾向に伴い、環境の保全に係る人材も減少しています。広大な土地を有する農村漁村に、都市化が入り組む現在の生活様式において、自然環境や生活環境の保全には、町全体をあげての意識啓発や取組みが重要となります。

これらの課題解決のためにも今後、この計画に基づき、環境活動に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の改定にあたりまして貴重なご意見・ご提案いただきました町民の皆様をはじめ、熱心なご審議をいただきました環境パートナーシップ会議委員の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成 30 年３月

南越前町長　岩倉　光弘

環 境 基 本 計 画　　目 次

第１章　計画の概要……1
１．計画改定の背景と趣旨……1
２．計画の位置づけ及び関連計画……3
３．計画の期間……3
４．計画における「環境」のとらえ方……4
５．環境保全に対する取り組み方……4
６．基本目標……5
７．基本方針……5
８．計画の構成……6
第２章　南越前町の現状と課題……7
１．町の概要……7
２．生活環境……12
３．自然環境……19
４．地球環境……29
５．環境教育……31
第３章　施策の展開……34
１．いきいきと暮せる住みよいまち（生活環境）……34
２．豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）……42
３．地球にやさしい行動に取り組めるまち（地球環境）……47
４．未来の環境に向けて行動できるまち（環境教育）……51
第４章　推進体制・進行管理……54
１．町、町民、事業者の役割の明確化……54
２．推進体制（評価体制の構築）……55
３．進行管理……56
資料編……57
１．南越前町環境基本条例……57
２．南越前町環境審議会規則……61
３．南越前町環境パートナーシップ会議設置要綱……63
４．本町の希少野生動植物一覧……64
５．環境用語解説……72

第１章　計画の概要

１．計画改定の背景と趣旨

国際的な動き

近年、世界中で極端な気象現象が観測され、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波など異常気象による災害が各地で発生し、甚大な引き起こしていることが毎年のように報告されています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第５次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気は温暖化し、雪氷の量は減少し、海洋では温暖化と酸性化が進み、海面水位は上昇しているとされています。

2015 年９月の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全加盟国の支持の下、採択されました。アジェンダでは、世界全体の経済、社会、環境の三側面を不可分のものとして調和させる総合的取組として、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標が明示されています。

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択、2016 年 11 月に採択から１年以内という早さで発効されました。協定では、明確な長期目標として、世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持するとともに、1.5℃に抑える努力を追及することや、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること等が、全締約国が参加する国際枠組みとして史上初めて合意され、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換点となりました。

国の動き

我が国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき 2016 年５月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では「環境・経済・社会の統合的向上」等を基本的な考え方として地球温暖化対策を推進していくとされました。パリ協定を踏まえ、達成すべき中期目標として 2030 年度に 2013 年度比 26％削減を掲げるとともに、目指す方向性を示す長期的目標として 2050 年度に 80％削減を掲げている。また、石炭火力を含む電気事業分野については、電力業界の自主的枠組みと政策的対応により実効性を担保するとともに、進捗状況の評価を行うこととされました。

また、2015 年 11 月、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

一方、循環型社会形成推進基本法に基づき 2013 年５月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化等を新たな政策の柱として進めています。

福井県の動き

県では、平成７年３月に制定した「福井県環境基本条例」における「豊かで美しい環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の３つの基本理念の実現を目指すため、同条例に基づき、「福井県環境基本計画」を平成９年３月に策定しています。平成 15 年１月および平成 20 年 11 月に２回の改訂を行いながら、様々な環境保全施策を展開してきました。

平成 20 年の改訂以降、東日本大震災や、新興国の経済発展などによるグローバル化の影響等により、地球温暖化、エネルギー、廃棄物、生物多様性などの環境問題が改めて注目される中、平成 25 年 11 月に環境基本計画を見直しました。

本町の動き

本町は山・海・里の豊かな自然環境に加え、歴史が育んだ伝統や文化に恵まれています。しかしながら、人口の減少傾向に伴い、環境の保全に関わる人材も減少しています。広大な土地を有する農山漁村に、都市化が入り組む現在の生活様式において、自然環境や生活環境の保全には、町全体をあげての意識啓発や取り組みが重要となります。これらを踏まえ、本町では「環境基本法」及び町の環境基本条例に基づき、平成２１年３月に最初の南越前町環境基本計画を策定し、取組みを進めてきました。この度、前計画の計画期間終了に伴い、計画の改定をすることとなりました。

２．計画の位置づけ及び関連計画

本計画は「南越前町環境基本条例」第 13 条に基づいて定めるものであり、国や県の関連する法、条例及び計画と連携するとともに、「南越前町総合計画※1」を環境面から補完する計画として位置づけ、環境政策の基本とするものです。

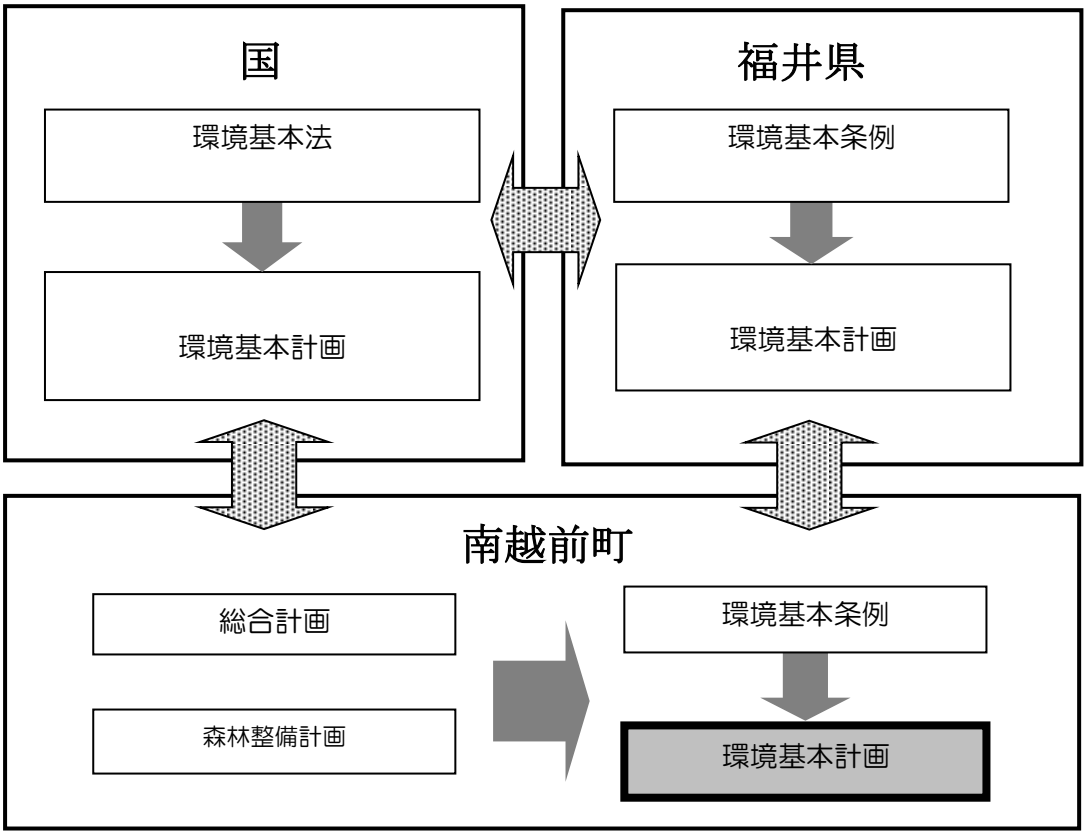

３．計画の期間

福井県の環境基本計画の見直しは今後の環境に関する課題や社会情勢の変化等に適切に対応するため、原則５年ごとに行われていることなどを踏まえて、本計画の対象期間は平成 30 年度から令和４年度までとします。

ただし、新たな環境問題及び科学的知見の集積などに的確に対応するために、必要に応じて見直しを行うものとします。

※1 南越前町総合計画：計画の理念『海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町』の実現に向け、行政と町民が一体となって新しいまちづくりに取り組んでいくために、６つの目標を掲げて、分野ごとに施策や事業を展開
※環境関連項目：『安全安心して暮らせるまちづくり（安全な環境づくり、上下水道の整備、自然環境との共生）』『人と文化を育むまちづくり（豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備、歴史文化の継承と芸術文化の振興）』『住民主体のまちづくり（住民と行政の協働によるまちづくり）』

４．計画における「環境」のとらえ方

本計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりです。

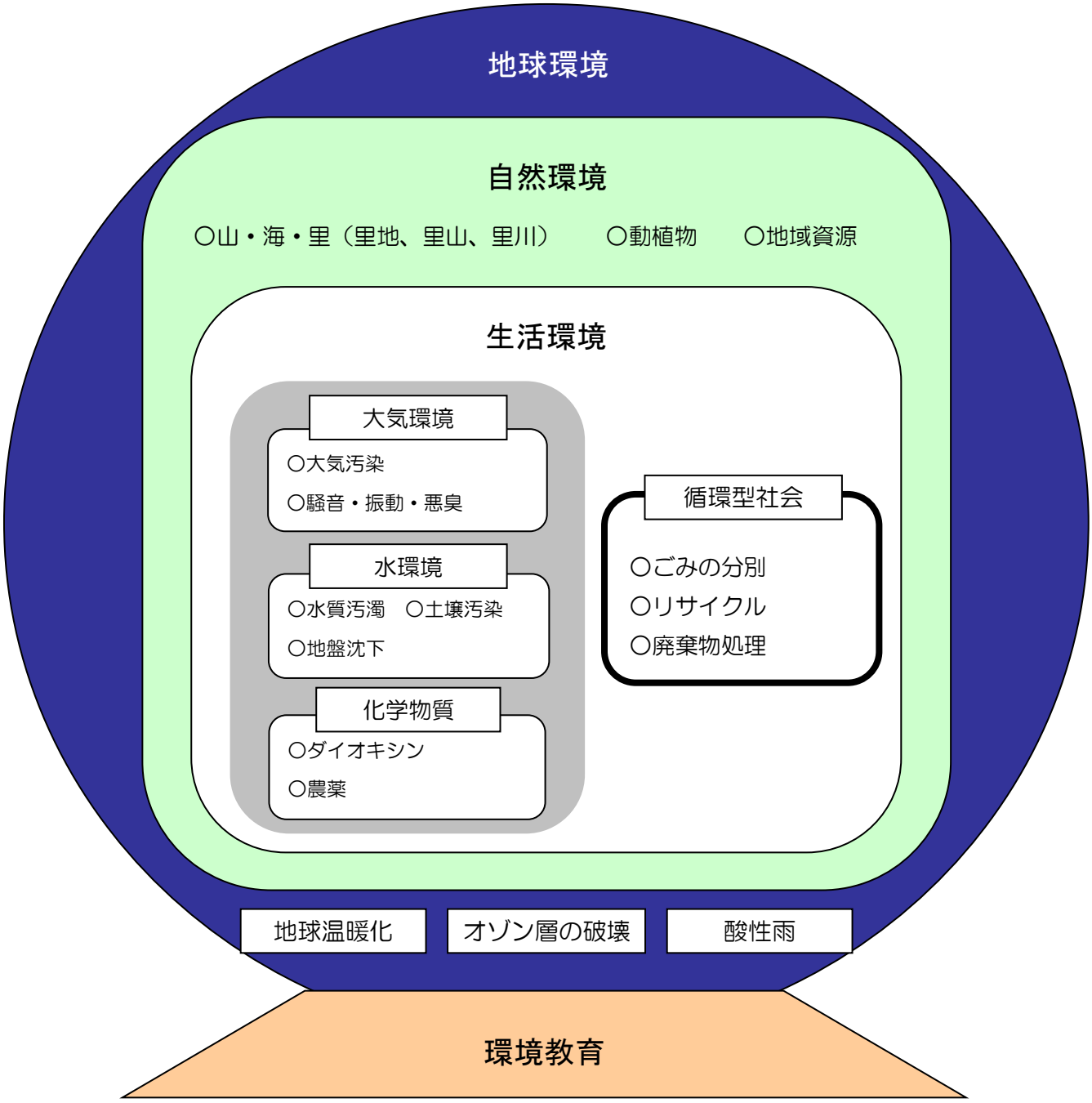

５．環境保全に対する取り組み方

本計画の対象地域は、本町全域とします。なお、環境問題は、広域的に影響しあっていることから周辺自治体と協力し、取り組みを進めます。

６．基本目標

本計画を進めていくためのキャッチフレーズとして、本計画の基本目標を掲げました。

町民の手で　守り育てる　山･海･里

町民みんなで環境意識の向上を目指し、美しい南越前町の環境保全に取り組んでいくことが必要です。一人ひとりの心がけによってできる足元からの取り組みを進めていかなければなりません。

定置網漁体験

夜叉ケ池

花はす

７．基本方針

基本目標を実現するために、「南越前町環境基本条例」第４条を踏まえ、４つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針１	**いきいきと暮せる住みよいまち**
基本方針２	**豊かな自然をいつまでも誇れるまち**
基本方針３	**地球にやさしい行動に取り組めるまち**
基本方針４	**未来の環境に向けて行動できるまち**

８．計画の構成

■基本目標

町民の手で　守り育てる　山・海・里

■基本方針

いきいきと暮せる住みよいまち

生活環境

〇大気環境、水環境の保全と化学物質対策の推進
〇循環型社会の促進

豊かな自然をいつまでも誇れるまち

自然環境

〇山・海・里の保全
〇動植物の生育・生息環境の保全
〇地域資源の保存・継承とその活用

地球にやさしい行動に取り組めるまち

地球環境

〇地球温暖化防止対策

未来の環境に向けて行動できるまち

環境教育

〇環境学習の推進
〇環境活動の推進
〇環境情報の提供